

しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金



ご存じですか？

国・県からの教育費支援

1. 奨学のための給付金制度とは

進学意志のある低所得世帯の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、教科書費や教材費等に相当する経費について「奨学のための給付金」を給付する制度です。

返済は不要です。

2. 対象となる学校

- ・高等学校
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、
准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校

国立・公立・私立
は問いません



対象となる学校は就学支援金の対象校と同じです。

3. 対象となる世帯

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ・生徒が基準日(1)に高等学校等に在籍していること。
- ・保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- ・保護者の全員に道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないこと(2)、又は、保護者が基準日時点で生活保護を受給していること。

(1) 毎年、7月1日が基準日です。7月2日以降に対象の学校へ入学された場合、その年度の基準日は入学日となります。

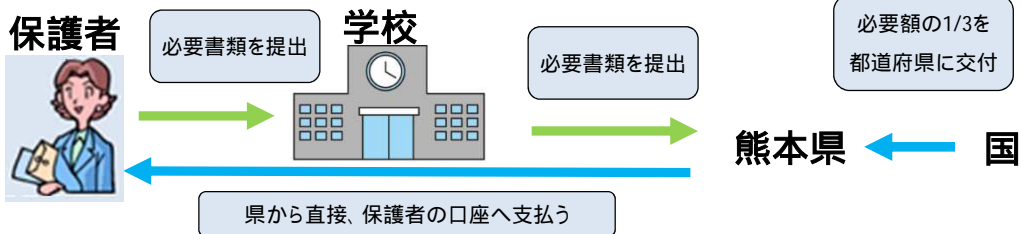
(2) 年収約250万円未満が目安です。(両親と高校生と中学生1人ずつの世帯の場合)

(注) 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合は、給付金を受けることは出来ません。

保護者が住んでいる
都道府県で申請
が必要です。

4. 支給方法・手続き

奨学のための給付金は、保護者が学校を通じて県に申請を行いますが、支払いの際には県から保護者に直接支払います。



【提出書類】以下の書類を7月に提出していただきます。

- ・熊本県奨学のための給付金交付申請書(入学した学校から配付されます)
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合は扶養を証明する書類(健康保険証、扶養誓約書)
- ・生業扶助受給証明書(生活保護受給の場合)

5. いくらもらえるの？

【高校生等1人当たりの給付金額(年額)】

	生活保護受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていない世帯	
		23歳未満の扶養されている兄・姉がいない高校生等	23歳未満の扶養されている兄・姉がいる高校生等
公立	32,300円	80,800円	129,700円
私立	52,600円	89,000円	138,000円

通信制の場合、表の金額と異なりますので、詳細はお問い合わせください。
熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班 096-333-2064